

(ふろがま)

第3条の3 ふろがまの構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) かま内にすすが付着しにくく、かつ、目詰まりしにくい構造とすること。
 - (2) 気体燃料又は液体燃料を使用するふろがまには、空だきをした場合に自動的に燃焼を停止できる装置を設けること。
- 2 前項に規定するもののほか、ふろがまの位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号から第14号までを除く。）の規定を準用する。

※ 改正経過：追加〔昭和55年条例第39号〕、一部改正〔昭和59年条例第55号〕、一部改正〔昭和61年条例第3号〕、一部改正〔平成2年条例第9号〕、一部改正〔平成4年条例第9号〕、一部改正〔平成14年条例第31号〕

【趣旨】

本条は、ふろがまの位置、構造及び管理の基準について定めたものである。

ふろがまの位置及び構造については、昭和26年の条例廃止制定のときから炉及びかまどの基準（昭和55年時点において第3条）の中で規制していたが、ふろがまの構造及び使用形態は炉及びかまどの構造等とは異なることから、それに応じた規制をする必要が生じてきた。このことから、昭和55年の条例改正により本条を新たに設けたものである。

本条は、気体燃料又は液体燃料を使用する一般家庭用の小型ふろがまを対象としており、公衆浴場等の営業用ふろがまは、第3条（炉）としての規制を受けることとなる。なお、本条に規定するふろがまは、札幌市内においては単独での設置がほとんど見受けられないが、本州の一般家庭にはよく使用されている機器である。

【解説】

1 ふろがまによる火災危険（例）

ふろがまを設置し、使用することにより想定される火災危険の例を挙げると、下表のとおりとなる。

	想定される火災危険（例）	対策（例）
□	排気筒が壁を貫通する部分にめがね石が施工されていなかったことで、排気熱が木材に伝わり、木材が炭化して壁内から低温着火により火災化する。	・貫通部の施工、不燃材料の使用など適正に設置すること。
□	外装部が腐食し、腐食箇所から熱気が長時間土台に放射したことで土台が炭化して低温着火により出火する。	・定期的な点検をすること。 ・可燃物との離隔距離を確保すること。
□	タイマーの配線がショートしたことによりスイッチが入り空だきとなって出火する。	・定期的な点検や清掃をすること。
□	浴槽の水栓を締めなかったことで、浴槽内の水が漏水して空だきとなり出火する。	・使用前の確認をすること。 ・使用時の異変を感知できる措置をとること。
□	不適合な機器を取り付けたことによりバーナーの炎が伸びた結果、排気筒が過熱され出火する。	・設置前には、機器の確認をすること。

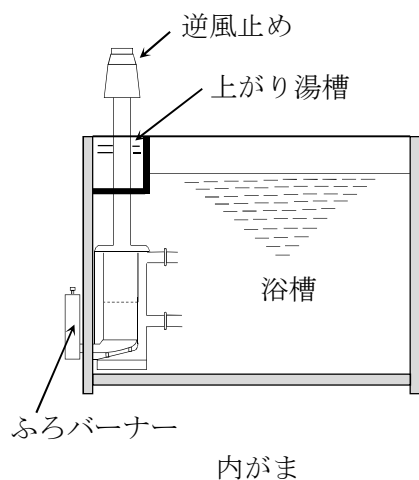
ふろがまによる火災危険は、上表のほかにも想定される。また、ここでは、それに対する対策の一例を挙げているが、これらの火災危険を排除し、安全に、安心してふろがまを使用するためには、本条及び本条【解説】に掲げる内容を順守し、火災予防対策を徹底する必要がある。

2 ふろがまの種類

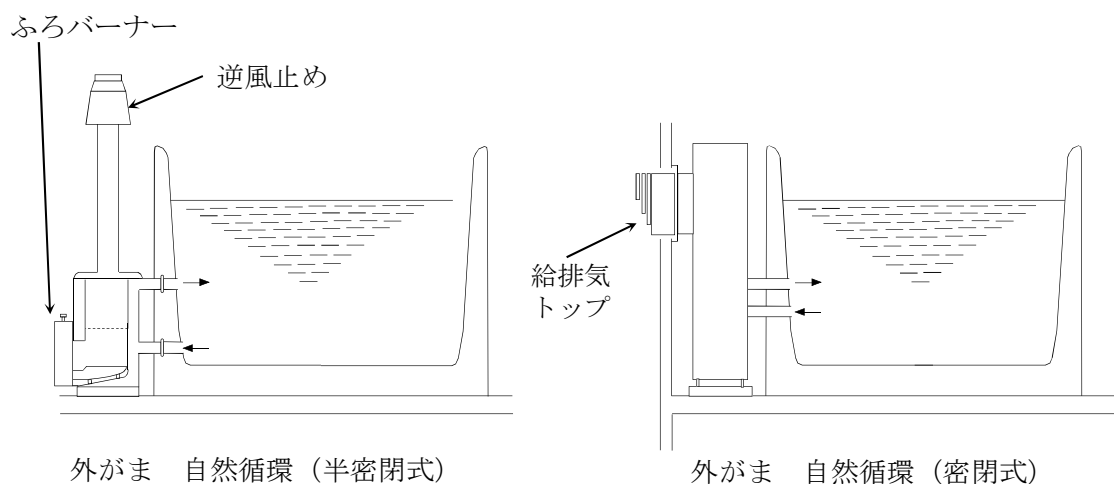
- (1) ふろがまには、「内がま」と「外がま」がある。これは、ふろがま本体が浴槽内外にあるかどうかの違いであり、近年は「外がま」が主流になっている。

【第3条の3（ふろがま）】

- (2) 「内がま」とは、ふろがま本体を浴槽内に取り付ける構造になっているものをいい、上がり湯付きのものとして上がり湯なしのものがあるが、いずれも半密閉式のものだけとなっている。



- (3) 「外がま」とは、ふろがま本体を浴槽外に置き、循環管によりふろがま本体と浴槽とを接続し、自然循環又は強制循環によって浴槽の水を加熱するような構造になっているものをいい、半密閉式、密閉式及び屋外用がある。



3 ふろがまの構造の基準（第1項関係）

- (1) ふろがまは、かま内にすすが付着しにくく、かつ、目詰まりしにくい構造とする。
- (2) 気体燃料又は液体燃料を使用するふろがまは、空だきをした場合に自動的に燃焼を停止できる装置を設ける。当該規定は、ふろがまの空だきによる火災が非常に多いことから設けられたものであり、「空だき防止装置」は、浴槽の水位が一定の値以下になると作動するもので、ふろがまや循環パイプの過熱により出火するのを防止する目的のものである。

4 その他ふろがまの位置、構造及び管理の基準（第2項関係）

- (1) 第1項に定めるもののほか、ふろがまの位置、構造及び管理の基準については、第3条（炉）の規定を準用している。ただし、第3条第1項第11号から同項第14号までの規定は除くものとする。具体的に準用される規定の概要は、以下のとおりである。各規定の詳細は、第3条【解説】を参照すること。

ア 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から、火災予防上安全な距離として消防署長が認める距離以上の距離を保つこと。（第3条第1項第

1号関係)

- イ 可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けること。(第3条第1項第2号関係)
- ウ 可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。(第3条第1項第3号関係)
- エ 階段、避難口等の付近で避難の支障となる位置に設けないこと。(第3条第1項第4号関係)
- オ 燃焼に必要な空気を取り入れることができ、かつ、有効な換気を行うことができる位置に設けること。(第3条第1項第5号関係)
- カ 屋内に設ける場合にあつては、土間又は不燃材料のうち金属以外のもので造った床上に設けること。ただし、金属で造った床上又は台上に設ける場合において、防火上有効な措置を講じたときは、この限りでない。(第3条第1項第6号関係)
- キ 使用に際し、火災の発生のおそれのある部分を不燃材料で造ること。(第3条第1項第7号関係)
- ク 地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。(第3条第1項第8号関係)
- ケ 表面温度が過度に上昇しない構造とすること。(第3条第1項第9号関係)
- コ 屋外に設ける場合にあつては、風雨等により口火及びバーナーの火が消えないような措置を講ずること。ただし、第3条第1項第19号の2アに掲げる装置(炎が立ち消えた場合等において安全を確保できる装置)を設けたものにあつては、この限りでない。(第3条第1項第10号関係)
- サ 固体燃料を使用するふろがまにあつては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、ふたのある不燃性の取灰入れを設けること。この場合において、不燃材料以外の材料で造った床上に取灰入れを設けるときは、不燃材料で造った台上に設けるか、又は防火上有効な底面通気を図ること。(第3条第1項第15号関係)
- シ 固体燃料の灰捨場及び燃料置場について、灰捨場の不燃及び飛散防止措置、多量の燃料を使用する場合における燃料置場と火源との離隔距離の確保などの措置をとること。(第3条第1項第16号関係)
- ス 液体燃料を使用するふろがまの燃料タンク、配管等の附属設備について、飛散防止、地震による転倒防止、燃料タンクの強度、屋内に設ける場合の措置、有効なる過装置の設置、燃料装置に過度の圧力がかかるおそれのあるふろがまに係る異常燃焼を防止するための減圧装置の設置などを行うこと。(第3条第1項第18号関係)
- セ 気体燃料を使用するふろがまにあつては、多量の未燃ガスが滞留せず、かつ、点火及び燃焼の状態が確認できる構造とするとともに、その配管については、金属管の使用、ねじ接続、フランジ接続、溶接等による接続方法、差込み接続による場合のホースバンド等での締め付けなどを行うこと。(第3条第1項第19号関係)
- ソ 液体燃料又は気体燃料を使用するふろがまにあつては、必要に応じ、炎が立ち消えた場合の安全確保装置、未燃ガスが滞留するおそれのあるものにおける点火前及び消火後の未燃ガス自動排出装置、温度が過度に上昇した場合における燃焼の自動停止装置、電気を使用して燃焼を制御する構造等のものにおける停電時の自動燃焼停止装置などの安全装置を設けること。(第3条第1項第19号の2関係)
- タ 気体燃料を使用するふろがまの配管、計量器等の附属設備は、電線、電気開閉器その他の電気設備が設けられているパイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所には設けないこと。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合においては、この限りでない。(第3条第1項第19号の3関係)
- チ 電気を熱源とするふろがまにあつては、耐熱性を有する電線、接続器具等の使用及び短絡防止措置、温度が過度に上昇した場合における熱源の自動停止装置などの措置をとること。(第

3条第1項第20号関係)

ツ ふろがまの周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物を放置しないこと。(第3条第2項第1号関係)

テ ふろがま及びその附属設備は、点検できるように設置するとともに、亀裂、破損、摩耗、漏れその他必要な事項について点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。(第3条第2項第2号関係)

ト 液体燃料を使用するふろがま及び電気を熱源とするふろがまにあつては、第3条第2項第2号の点検及び整備を必要な知識及び技能を有する者として市長が別に定めるものに行わせること。(第3条第2項第3号関係)

ナ 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。(第3条第2項第4号関係)

ニ 燃料の性質等により異常燃焼を生ずるおそれのあるふろがまにあつては、使用中監視人を置くこと。ただし、異常燃焼を防止するために必要な措置を講じたときは、この限りでない。(第3条第2項第5号関係)

ヌ 燃料タンクは、燃料の性質等に応じ、遮光し、又は転倒若しくは衝撃を防止するために必要な措置を講ずること。(第3条第2項第6号関係)

ネ 入力350キロワット以上のふろがまにあつては、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画され、かつ、窓、出入口等に防火戸を設けた室内に設けること。ただし、ふろがまの周囲に有効な空間を保有する等火災予防上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。(第3条第3項関係)

ノ その他液体燃料を使用するふろがまの位置、構造及び管理の基準について、次の規定を準用する。(第3条第4項関係)

(ア) 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関すること。(第35条関係)

(イ) 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準等に関すること。(第36条の2関係)

(ウ) 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準等に関すること。(第36条の3関係)

(エ) 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関すること。(第36条の3の2関係)

(オ) 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの技術上の基準等に関すること。(第36条の4関係。ただし、第2項第1号、第2号、第4号及び第11号は除く。)

(カ) 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの技術上の基準等に関すること。(第36条の5関係)

(2) (1) ノ (第3条第4項関係) は、灯油、重油その他の液体燃料を使用するふろがまに係る危険物規制について規定したものである。当該液体燃料は危険物に該当するものであるため、その貯蔵し、又は取り扱う数量が指定数量未満の場合は第4章の該当条項の規制を、指定数量以上の場合は危政令等の危険物関係法令の規制を受けることとなる。

5 離隔距離（別表第3関係）

条例に定めるふろがまの離隔距離は、下表のとおりである。

種類					距離（センチメートル）				
					入力	上方	側方	前方	後方
気体燃料	不燃以外	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21キロワット以下注1	—	15注3	15	15
				内がま	21キロワット以下注1	—	—	60	—
		浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21キロワット以下注2	—	15	15	15	
			外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21キロワット以下注2	—	15	60	15	
			内がま	21キロワット以下注2	—	15	60	—	
		密閉式				21キロワット以下注2	—	2注3	2
	屋外用				21キロワット以下注2	60	15	15	15
	不燃	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21キロワット以下注1	—	4.5注3	—	4.5
				内がま	21キロワット以下注1	—	—	—	—
			浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21キロワット以下注2	—	4.5	—	4.5
				外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21キロワット以下注2	—	4.5	—	4.5
				内がま	21キロワット以下注2	—	—	—	—
密閉式				21キロワット以下注2	—	2注3	—	2	
屋外用				21キロワット以下注2	30	4.5	—	4.5	
液体燃料	不燃以外				39キロワット以下	60	15	15	15
	不燃				39キロワット以下	50	5	—	5
上記に分類されないもの					—	60	15	60	15

注1) ふろ用以外のバーナーを持つものにあつては42キロワット以下

注2) ふろ用以外のバーナーを持つものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下

注3) 浴槽との距離は0センチメートルとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2センチメートルとする。

備考

- 「気体燃料」及び「液体燃料」とは、種類欄に掲げる設備が、それぞれ気体燃料及び液体燃料を使用するものである場合をいう。
- 「不燃以外」とは、種類欄に掲げる設備又は器具の上方、側方、前方又は後方が、不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品である場合をいう。
- 「不燃」とは、種類欄に掲げる設備又は器具の上方、側方、前方又は後方が、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板である場合をいう。

【第3条の3（ふろがま）】

- (4) 距離（センチメートル）欄の「－」は、種類欄に掲げる設備又は器具の構造、使用実態等から、距離を定めないことを示す。
- (5) 「半密閉式」とは、燃焼に必要な空気を室内から取り入れ、燃焼排ガスを屋外へ排出するものをいう。
- (6) 「密閉式」とは、給排気筒を外気に接する壁などを貫通して屋外に出し、送風機又は排風機によって強制的に給排気を行うものをいう。